

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwggk/2007-05/22/content_622540.htm

- [关于对含易制毒化学品的混合物的进出口管理作出具体规定](#)

【发布单位】商务部
 【发布文号】公告 2007 年第 23 号
 【发布日期】2007-05-16
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200705/20070504700699.html>

- [容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の混合物の輸出入管理に関して具体的規定を策定](#)

【発布機関】商務部
 【発布番号】公告 2007 年第 23 号
 【発布日】2007-05-16
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200705/20070504700699.html>

- [中国人民银行关于调整金融机构人民币存贷款基准利率的通知](#)

【发布单位】中国人民银行
 【发布文号】银发〔2007〕157 号
 【发布日期】2007-05-18
 【实施日期】2007-05-19
 【提 示】根据该通知，中国人民银行决定，从 2007 年 05 月 19 日起，上调金融机构人民币存贷款基准利率。金融机构人民币存贷款基准利率调整表如下：

金融机构人民币存贷款基准利率调整表 (2007 年 05 月 19 日) 单位：%		
项目	调整前利率	调整后利率
一、城乡居民和单位存款		
(一) 活期存款	0.72	0.72
(二) 整存整取定期存款		
三个月(含三个月)	1.98	2.07
半年(含半年)	2.43	2.61
一年(含一年)	2.79	3.06
二年(含两年)	3.33	3.69
三年(含三年)	3.96	4.41
五年(含五年)	4.41	4.95
二、各项贷款		
六个月(含六个月)	5.67	5.85
一年(含一年)	6.39	6.57
一至三年(含三年)	6.57	6.75
三至五年(含五年)	6.75	6.93
五年以上	7.11	7.20

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2189>

- [金融機構人民元の預金と貸付金の基準利率の調整に関する中国人民銀行の通知](#)

【発布機関】中国人民銀行
 【発布番号】銀発〔2007〕157 号
 【発布日】2007-05-18
 【施行日】2007-05-19
 【コメント】この通知により、中国人民銀行は、2007 年 5 月 19 日より、金融機構の人民元預金・貸付基準利率を引き上げることを決定した。金融機構人民元預金・貸付金基準利率調整は以下の表の通りである。

金融機構人民元の預金・貸付金の基準利率の調整表 (2007 年 5 月 19 日) 单位：%		
項目	調整前の利率	調整後の利率
一、都市と農村の住民と団体の預金		
(一) 普通預金	0.72	0.72
(二) 定期預金		
三ヶ月(三ヶ月を含む)	1.98	2.07
半年(半年を含む)	2.43	2.61
一年(一年を含む)	2.79	3.06
二年(二年を含む)	3.33	3.69
三年(三年を含む)	3.96	4.41
五年(五年を含む)	4.41	4.95
二、各項貸付金		
六ヶ月(六ヶ月を含む)	5.67	5.85
一年(一年を含む)	6.39	6.57
一年～三年(三年を含む)	6.57	6.75
三年～五年(五年を含む)	6.75	6.93
五年～	7.11	7.20

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2189>

● 关于调整个人住房公积金存贷款利率的通知

【发布单位】建设部

【发布文号】建金管〔2007〕123号

【发布日期】2007-05-18

【实施日期】2007-05-19

【提示】根据《中国人民银行关于调整金融机构人民币存贷款基准利率的通知》（银发〔2007〕157号），从2007年05月19日起，建设部对个人住房公积金存贷款利率作如下调整：

- 上年结转的个人住房公积金存款利率由现行的1.98%调整为2.07%，当年归集的个人住房公积金存款利率（0.72%）不变。
- 上调个人住房公积金贷款利率。五年期以下（含五年）及五年期以上个人住房公积金贷款利率均上调0.09个百分点。五年期以下（含五年）从4.32%调整为4.41%，五年期以上从4.77%调整为4.86%。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200705/t20070518_110079.htm

● 中国证券监督管理委员会限制证券买卖实施办法

【发布单位】中国证券监督管理委员会

【发布文号】中国证券监督管理委员会令第45号

【发布日期】2007-05-18

【实施日期】2007-05-18

【提示】该办法规定了中国证券监督管理委员会在调查操纵证券市场、内幕交易等重大证券违法行为时，对被调查事件当事人及其实际控制的资金账户、证券账户和与当事人有关的其他账户，采取限制证券买卖措施的种类、时间、限制/解除的程序等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n642011/3763668.html>

● 個人住宅積立金の預金・貸付金の利率の調整に関する通知

【発布機関】建設部

【発布番号】建設管〔2007〕123号

【発布日】2007-05-18

【施行日】2007-05-19

【コメント】「中国人民銀行の金融機構人民元の預金と貸付金の基準利率の調整に関する通知」（銀発〔2007〕157号）に基づき、2007年5月19日より、建設部は個人住宅積立金の預金・貸付金の利率に対し以下のような調整を行った。

- 前年繰越分の個人住宅積立金の預金利率を現行の1.98%から2.07%に調整し、今年度貯蓄の個人住宅積立金の預金利率については変更しない（0.72%のまま）。
- 個人住宅積立金の貸付利率を引き上げる。五年期以下（五年を含む）および五年期以上の個人住宅積立金の貸付利率をどちらも0.09%引き上げる、よって五年期以下（五年を含む）は4.32%から4.41%に調整され、五年期以上は4.77%から4.86%に調整される。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200705/t20070518_110079.htm

● 中国证券监督管理委员会の証券売買の制限に関する実施弁法

【発布機関】中国证券监督管理委员会

【発布番号】中国证券监督管理委员会令第45号

【発布日】2007-05-18

【施行日】2007-05-18

【コメント】本弁法は、中国证券监督管理委员会が証券市場の操作やインサイダー取引などの重大な違法行為を調査する際、調査対象事件の当事者および当事者が実際に利用している資金口座や証券口座、および当事者と関係があるその他の口座に対して行う証券売買制限措置の種類や時間また制限と制限の解除の手続などの内容につき規定している。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n642011/3763668.html>

- [国务院安委会办公室关于煤矿、金属非金属矿山、冶金、有色、石油、化工、烟花爆竹、建筑施工、民爆器材、电力等工矿商贸企业安全生产隐患自查自改的指导意见](#)

【发布单位】国务院安全生产委员会办公室
 【发布文号】安委办明电（2007）9号
 【发布日期】2007-05-19
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200705/d_98856.html

- [炭鉱、金属・非金属の鉱山、精錬、石油、化学工業、花火・爆竹、建設施工、民間用爆破器材、電力などの鉱工業商業貿易企業の安全生産の弊害の自己調査と自己改正に関する国务院安全生产委员会办公室の指導意見](#)

【発布機関】国务院安全生产委员会办公室
 【発布番号】安委办明電[2007]9号
 【発布日】2007-05-19
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/ajj_13/docs/200705/d_98856.html

- [境外证券交易所驻华代表机构管理办法](#)

【发布单位】中国证券监督管理委员会
 【发布文号】中国证券监督管理委员会令第 44 号
 【发布日期】2007-05-20
 【实施日期】2007-07-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n642011/3755914.html>

- [国外の証券取引所在中国代表機構管理弁法](#)

【発布機関】中国証券監督管理委員会
 【発布番号】中国証券監督管理委員会令第 44 号
 【発布日】2007-05-20
 【施行日】2007-07-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n642011/3755914.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

- [国土部 2007 年将制定完成《物权法》三部配套规章](#)

为配合《物权法》，国土资源部启动了《物权法》配套法规的制定工作。《确定土地所有权和使用权规定》、《土地登记规定》和《划拨土地使用权管理办法》等将在 2007 年制定完成。

另外，根据《物权法》的规定，国土资源部将展开现行法律、法规的清理。同时要求地方各级国土资源管理部门进行地方性法规、规章，特别是规范性文件的清理工作。法律法规清理工作将在 2007 年 10 月 01 日前全部完成。届时，清理结果将向全社会公开。

（摘自 2007 年 05 月 21 日《法制日报》）

二、関連する新情報

- [国土部は 2007 年中中に「物権法」三部のセット規則の制定を完成する](#)

「物権法」の施行を助けるため、国土资源部は「物権法」のセット規則の制定作業を開始した。「土地所有権と使用権の確定についての規定」、「土地登記規定」および「割当土地使用権管理弁法」などの制定を 2007 年には完成する。

その他、「物権法」の規定によると、国土资源部は現行の法律・法規の整理を展開することになっている。同時に地方各級の国土资源管理部门に対し、地方性法規・規章、特に規範性文書につき整理作業を行うことを要求している。法律・法規の整備作業は 2007 年 10 月 1 日以前に全て完成する予定である。その際に、整備の結果を全社会に向けて公開することになる。

（2007 年 5 月 21 日「法制日報」より）

● 上海市正式启动劳动用工监督管理服务平台

2007年05月20日下午,上海市劳动和社会保障局正式启动“上海劳动用工监督管理服务平台”(http://www.12333.gov.cn/jiandu.html)。该平台具备四大功能:劳动用工备案、个人信息查询、投诉举报受理、劳动保障监察。

平台启动后,用人单位可以通过平台为招用的劳动者办妥用工备案手续。劳动者可通过平台查询自己的用工备案信息。

根据劳动保障部和上海市有关规定,用人单位未与劳动者订立书面劳动合同或者不按规定办理用工登记手续的,劳动保障部门将责令限期补办;逾期不办的,用人单位将面临500-1000元/人的罚款。

(摘自2007年05月21日上海劳动保障服务网)

● 上海市が労働雇用監督管理サービスプラットフォームを正式に起動

2007年5月20日午後、上海市労働と社会保障局は正式に「上海市労働雇用監督管理サービスプラットフォーム」(http://www.12333.gov.cn/jiandu.html)を起動した。このサービスの四大機能には、労働雇用の備案(主管する部門に届出をし記録する)、個人情報照会、相談や報告の受理、労働保障の監察である。

本サービスプラットフォームが起動された後、雇用主は、本サービスプラットフォームを通じて採用する労働者のために雇用備案手続を行なうことができる。労働者は本プラットフォームを通じて自己の雇用情報を照会することができる。

労働保障部と上海市の関連する規定によると、雇用主が労働者と書面による労働契約を結んでいない、または、規定に従って雇用登録手続をしない場合、労働保障部門は期限を定めて追加手続をするよう命令を出すことができる。期間を過ぎても手続を行わない場合は、雇用主は労働者一人につき500元から1000元の罰金に処されることになる。

(2007年5月21日付けの上海労働保障サービスネットより)

● 《上海浦东金融核心功能区发展“十一五”规划》出炉

近日,《上海浦东金融核心功能区发展“十一五”规划》(以下简称《规划》)出炉,首次提出“陆家嘴金融城”的概念。根据《规划》,在小陆家嘴金融贸易区的基础上,“陆家嘴金融城”将向东扩展,并在未来担负金融核心功能区的功能定位。该规划还包括以下内容:

- 吸引落户公司类型:
 - 证券、保险、银行等重大功能性金融机构;
 - 非金融行业的大型跨国公司总部、各类国际私人投资机构等。
- 重点发展目标:
 - 争取率先实现跨国企业在境内上市;
 - 率先探索私募基金合法化、规范化发展途径,争取成为中国私募基金的集聚中心;
 - 争取期货新产品试运行机制试点,建成面向中国的期货、债券、票据以及保险交易市场等。
- 相关配套机制:
 - 将率先探索对注册在浦东的金融机构高管人员优化税收征收机制;
 - 将试行适合金融高端人才的户籍管理、子女教育和就医服务机制;
 - 率先在金融业探索推动设立企业年金、管理层持股等激励机制创新。

● 「上海浦东金融核心機能発展『十一五』計画」ができあがる

近日、「上海浦东金融核心機能発展『十一五』計画」(以下「計画」と言う)が完成し、初めて「陸家嘴金融城」の概念を打ち出した。「計画」によると、小陆家嘴金融貿易区の基礎の上、「陸家嘴金融城」を東側に向け開拓し、将来、金融の核心機能を担当させる。この「計画」は次の内容を含む。

- 誘致する会社の類型
 - 証券、保険、銀行などの重要な機能性金融機構。
 - 非金融業会の大規模多国籍企業の総本部、各種国際私立投資機構など。
- 重点的發展の目標
 - 率先して多国籍企業の国内における市場を実現する。
 - 率先して私募基金の合法化を模索し、發展の道筋を規範化、中国の私的募集基金の集約センターに成長させる。
 - 先物新商品の試運行体制の実験場となり、中国向けの先物、債権、手形および保険取引市場などを作り上げる。
- 関連するコンベネーション体制
 - 率先して浦東に登録されている金融機関の高級管理職職員に対する税収の優遇体制を模索する。
 - 金融のトップ人材に見合った戸籍管理や子女の教育および医療サービスの体制を試行する。

(摘自 2007 年 05 月 24 日上海・浦东网站)

- 率先して金融業における企業年金や、マネジメント・バイ・アウトなどの奨励体制の創設を推進する。

(2007 年 5 月 24 日付けの上海・浦东 E-pudong ホームページより)

● 高技术产业发展“十一五”规划相关所得税优惠政策简介

中国国家发展和改革委员会于 2007 年 04 月 28 日发布了《高技术产业发展“十一五”规划》，该规划明确了“十一五”(2006 年~2010 年)期间要重点发展、组织实施的八大产业、三大区域和九大专项工程。为了保障高技术产业发展目标的实现，该规划提出要实施加大税收扶持力度等保障措施。

《高技术产业发展“十一五”规划》采用列举的方式，明确列举了电子信息、生物、航空航天、新材料等八大产业属于高技术产业，这八大产业与中国法律规定的高新技术企业的范围基本一致，但高技术产业和高新技术企业着重的角度不同。根据中国国家发展和改革委员会相关官员解释：高技术产业着重于强调宏观产业，高新技术企业着重于强调微观企业；属于高技术产业的外商投资企业，通常可以申请被认定为高新技术企业。

根据中国法律规定，在国家高新技术产业开发区设立的被认定为高新技术企业的外商投资企业，以及在北京市新技术产业开发实验区设立的被认定为新技术企业的外商投资企业，自被认定高新技术企业或新技术企业之日所属的纳税年度起，减按 15% 的税率缴纳企业所得税，且通常可以享受如下定期减免税优惠：

1. 对被认定为高新技术企业的外商投资企业（不包括在北京市新技术产业开发试验区设立的新技术企业），符合法定条件的，从开始获利年度起，前 2 年免征所得税，后 3 年减半征收所得税。
2. 对在北京市新技术产业开发试验区设立的被认定为新技术企业的外商投资企业，符合法定条件的，自开办之日起，前 3 年免征所得税，后 3 年减半征收所得税。

如上所述，目前中国对高新技术企业实行 15% 的优惠税率，通常仅限于国家高新技术产业开发区等特定的区域。为加大税收扶持力度，《中华人民共和国企业所得税法》(人民代表大会 2007 年 03 月 16 日通过，2008 年 01 月 01 日开始施行；以下简称“《企业所得税法》”)规定：国家需要重点扶持的高新技术企业，减按 15% 的税率征收企业所得税。

由此可见，自 2008 年 01 月 01 日起，中国对高新技术企业统一实行 15% 的优惠税率，不再作

● ハイテク産業発展「十一五」計画に関連する所得税優遇政策の簡単な紹介

中国国家發展改革委員會は 2007 年 4 月 28 日付けで「ハイテク産業発展『十一五』計画」を發布した、この計画は「十一五」(第十一回五カ年計画の 2006 年~2010 年をいう)の期間に重点的に發展させ、組織し実施することとなった八大産業と三大区域および九大特別プロジェクトにつき明確にした。この計画は、ハイテク産業の發展の目標を実現させるため、税收サポートの強化などの保障措置を拡大することを打ち出した。

「ハイテク産業発展『十一五』計画」は列举的方式を採用し、電子情報、生物、航空・宇宙産業、新材料(ニューマテリアル)などの八大産業をハイテク産業に属すると列举しており、この八大産業と中国の法律が規定するハイテク企業の範囲は基本的に一致している、但し、ハイテク産業とハイテク企業では、その重点が異なっている。中国国家發展改革委員會の関係する担当職員は次のように解説する。ハイテク産業はマクロ的な産業を強調するもので、ハイテク企業はミクロ的な企業を強調するものだ。ハイテク産業に属する外商投資企業は、通常、申請を行いハイテク企業の認定を受けることができる。

中国の法律規定によると、国家ハイテク産業開発区に設立されハイテク企業に認定されている外商投資企業、および北京市の新技术産業開發實驗区に設立され、新技术企業に認定されている外商投資企業は、ハイテク企業または新技术企業に認定された日が含まれる年度より、15%の税率で企業所得税を納めることができる、且つ通常、次の定期的免税優遇を享受することができる。

1. ハイテク企業に認定された外商投資企業(北京市の新技术産業開發實驗区に設立された新技术企業を含まない)で、法定の条件に該当するものは、利益を上げた年度より、最初の 2 年間は所得税を免除し、続く 3 年間の所得税を半減して徴収する。
2. 北京市の新技术開發實驗区に設立され新技术企業に認定された外商投資企業で、法定の条件に該当するものは、その開設の日より、最初の 3 年間の所得税を免除し、続く 3 年間の所得税を半減して徴収する。

上述のように、現時点で中国はハイテク企業に対し 15% の優遇税率を実行しており、通常これは国家のハイテク技術産業開發区などの特定の区域に限られている。税收サポートを強化するため、「中華人民共和國所得税法」(人民代表大会により 2007 年 3 月 16 日

地域限制。但是值得注意的是，在定期减免税优惠方面，根据《企业所得税法》的规定：

1. 已经设立的外商投资企业（包括高新技术企业）享受定期减免税优惠的，可以在该法施行后继续享受到期满为止，但因未获利而尚未享受优惠的，优惠期限从该法施行年度起计算。
2. 在国家高新技术产业开发区等特定的区域新设高新技术企业，上述定期减免税优惠政策，是完全取消、保留、暂时保留，还是将重新规定新的优惠政策，具体办法有待国务院予以规定，目前国务院尚未发布明确的规定。

此外，除上述各项税收优惠政策外，各地对高新技术企业还规定给予一定的财政补贴。以上海浦东新区为例，根据《浦东新区促进高新技术产业发展的财政扶持意见》的规定，利润总额形成浦东新区地方财力部分（即，企业缴纳的所得税属于浦东新区分享的部分；根据中国税收体制，企业缴纳的所得税在中央和地方之间进行分成，分成比例每年可能有一定的调整，通常中央分享60%，地方分享40%），根据不同类型的企业：

1. 在一定的年度内给予100%的补贴（例如，拥有自主知识产权产品的高新技术企业，在前2年内给予100%补贴）；
2. 在一定的年度内按照一定的比例补贴（例如，拥有自主知识产权产品的高新技术企业，在后3年内给予50%补贴）。

综上所述，《企业所得税法》实施后，属于高新技术产业的高新技术企业将统一实行15%的优惠税率；此外，虽然定期减免税优惠将逐步取消，但是各地在“十一五”规划期间对高新技术企业通常规定给与一定比例的财政补贴；高新技术企业在所得税方面的其他优惠政策，有待国务院、国家税务总局等主管部门进一步明确规定。

に通過、2008年1月1日より施行を開始する、以下「企業所得税法」というは、「国家が重点的にサポートする必要のあるハイテク企業は、15%の税率にて企業所得税を徴収する」と規定している。

これにより、2008年1月1日より、中国はハイテク企業に対し統一して15%の優遇税率を実行することとなり、地域的な制限は廃止されることがわかる。しかし、定期減免優遇の方面につき「企業所得税法」が次のように規定していることに注意が必要である。

1. 既に設立されている外商投資企業（ハイテク企業を含む）で定期減免優遇政策を受けているものは、本法が施行を開始したのちも、優遇期間が満了するまで、引き続き優遇を受けることができる。但し、未だ利益が上がっておらず優遇を受けていない場合は、その優遇期間は本法が施行された年度から起算する。
2. 国家ハイテク産業開発区などの特定の区域に新設されるハイテク企業について、上述の定期減免優遇政策は、完全に取消、保留、一時保留されるか、それとも新しい優遇政策を策定するのかについて、その具体的な対策は国务院が規定するとあるが、現在のところ国务院はまだ明確な規定を發布していない。

このほか、上述の各項の優遇政策のほか、各地のハイテク企業には一定の財政補助が定められている。上海の浦東を例とすると、「浦東新区のハイテク産業の発展を促進する財政扶助意見」の規定によると、利潤の総額が浦東新区の地方財力にあてられる（即ち、企業が納める所得税が浦東新区に分配される部分。中華人民共和国の税收体制によると、企業が納める所得税は中央と地方の間で分配され、この分配の比率は毎年ある程度の調整がなされるが、通常は中央が60%、地方が40%である）部分は、企業の種類の別により以下のような扱いがなされる。

1. 一定の年度内100%補助する。（例えば、自主知的所有権を有するハイテク企業には、始めの2年間100%補助する。）
2. 一定の年度内に一定の比率で補助する。（例えば、自主知的所有権を有するハイテク企業は、後の3年間50%補助する。）

上述の内容をまとめると、「企業所得税法」の実施の後、ハイテク産業に属するハイテクは統一して15%の優遇税率を実行する。このほか、定期減免優遇は段階的に取り消されるが、しかし各地は「十一五」計画の期間中、ハイテク企業に対して通常一定の比率にて財政補助を与える。ハイテク企業を対象とした所得税方面でのその他の優遇政策については、国务院、国家稅務総局などの主管する部門により今一步明確な規定がなされることが待たれる。

【备注】

查看《高技术产业发展“十一五”规划》全文，
请点击以下网址：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/t20070514_134949.htm

查看《中华人民共和国企业所得税法》全文，
请点击以下网址：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5258285.html>

查看《浦东新区促进高新技术产业发展的财政扶持意见》全文，
请点击以下网址：

http://www.pudong.gov.cn/website/govOpen/InfoContent.jsp?sj_dir=govOpenQw&ct_id=46366

（里兆律师事务所 2007 年 05 月 25 日整理制作）

【備考】

「ハイテク産業発展「十一五」計画」の全文を参照するには、
下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/t20070514_134949.htm

「中華人民共和國企業所得稅法」を参照するには、
下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5258285.html>

「浦東新区のハイテク産業の発展を促進する財政扶助意見」を参照するには、
下記の URL をクリックしてください。

http://www.pudong.gov.cn/website/govOpen/InfoContent.jsp?sj_dir=govOpenQw&ct_id=46366

（里兆法律事務所が 2007 年 5 月 25 日付けで作成）